



2023年6月22日

各 位

会 社 名 森六ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 栗田 尚
(コード番号: 4249 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経理、IR担当 小岩井 無我
経理部長
(TEL. 03-3403-6102)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

① 連結売上高・連結営業利益指標連動

(1) 処 分 期 日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及 び 数	当社普通株式 2,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,050円
(4) 処 分 総 額	5,125,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社常務執行役員 1名 2,500株

② サステナビリティ指標連動

(1) 処 分 期 日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及 び 数	当社普通株式 600株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,050円
(4) 処 分 総 額	1,230,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社常務執行役員 1名 600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、また、2019年6月27日開催の第104期定時株主総会

において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額210百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年81,000株以内とし、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、2022年からは、当社の常務執行役員、子会社の取締役、及び子会社の常務執行役員に対しても譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本自己株式処分は、対象取締役並びに、当社の常務執行役員、子会社の取締役及び子会社の常務執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」と総称します。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に対するものです。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社もしくは子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②連結売上高、連結売上高営業利益その他の当社の取締役会が予め定める業績目標を達成したことを本譲渡制限の解除の条件とすること等が含まれることといたします。

今回、当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、当社の新任常務執行役員に対しても、本制度を適用することを決定しました。ただし、中期経営計画の対象期間である3事業年度の2年度目に、2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することとし、当該報酬として、金銭報酬債権合計6,355,000円（以下「本金錢報酬債権」といいます。）、普通株式3,100株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等1名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記3. 及び下記4. のとおりです。

3. 連結売上高・連結営業利益指標連動

(1) 譲渡制限期間 2023年7月21日～2025年7月14日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役及び常務執行役員のいずれかの地位にあり、かつ、当社が2022年5月17日付「新中期経営計画策定に関するお知らせ」で公表した2025年3月期に係る当社の連結売上高が1,430億円以上であること及び連結営業利益が110億円以上であることのいずれの条件をも達成したことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い
対象取締役等が、譲渡制限期間が満了するまでの期間中に、任期満了又は定年その他正当な事由（死亡又は自己都合による退任の場合は含まない。）により当社又は当社子会社の取締役及び常務執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、業績条件を達成したことを条件として、以下のとおり譲渡制限を解除する。

① 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点とする。

(2) 謾渡制限の解除対象となる株式数

退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を譲渡制限期間に係る月数（24）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

4. サステナビリティ指標運動

(1) 謕渡制限期間 2023年7月21日～2025年7月14日

(2) 謕渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役及び常務執行役員のいずれかの地位にあり、かつ、2025年3月期に係る当社のGHG排出量削減率及び社員エンゲージメント指標の目標達成度に基づき、0～100%の範囲で本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 謕渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い
対象取締役等が、譲渡制限期間が満了するまでの期間中に、任期満了又は定年その他正当な事由（死亡又は自己都合による退任の場合は含まない。）により当社又は当社子会社の取締役及び常務執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、業績条件を達成したことを条件として、以下のとおり譲渡制限を解除する。

(3) 謕渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点とする。

(4) 謕渡制限の解除対象となる株式数

退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を譲渡制限期間に係る月数（24）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

つき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として当社から支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,050円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上